

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、警備員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C所在の水道管工事現場で警備をしていた際、車の誘導時に左足をひねり、左足小指を地面に当て、爪が割れたとして、同月〇日、D病院に受診したところ、「左5趾爪損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、療養の給付についてはこれを支給する旨の処分をしたものの、移送費については、移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求書に添付した「意見書に対して」と題する文書において、要旨、会社の従業員から近くのD病院へ行くように言われて同院に受診し、手術の可能性があるため同院への通院を継続したものであり、他の病院へ移ると自分の症状は理解されにくい旨を主張している。

(2) 労災保険法第13条第2項第6号の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付の範囲については、厚生労働省労働基準局長が、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号、平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を発出しており、当審査会としても同通達が定める要件は妥当であると考えことから、以下、通達に基づいて検討する。

決定書理由に説示するとおり、請求人が居住するAには、請求人の本件傷病の診療に適すと考えられる医療機関が相当数存在し、隣接するCに所在するD病院への通院が、請求人の本件傷病の診療に適した最寄りの医療機関であるとは認められないものである。

請求人は、手術を必要とする可能性のあること及び転医によって自分の傷病が理解されにくいのでD病院に通院した旨主張するが、同病院の初診時の症状所見には「爪に縦に亀裂が入っており、爪損傷を認めた。感染徴候はなく、皮膚血の創部も認めなかった」と記載されており、手術の必要性は認められない

ものであり、紙テープによる固定という治療内容からみても、転医を妨げるものともいえないので、請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のおりであるので、請求人の通院に係る療養補償給付（移送費）の請求については、通達が定める支給要件を満たさず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のおり裁決する。